R6こ幼幼第10295号

令和６年10月23日

各保育施設等施設長・管理者　様

仙台市こども若者局幼保企画課長

仙台市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について

日頃より、本市の幼稚園・保育行政にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

標記について、保育所等における性被害の防止を図り、こどもが安心して過ごすことができる環境構築のため、下記のとおり補助金の交付による支援を行うことといたしましたので、お知らせいたします。

交付申請を行う施設におかれましては、下記をご確認いただき、ご対応をお願いいたします。

本補助金は昨年11月に実施した意向調査をもとに予算を確保しているため、交付申請額が予算額を超過した場合は、申請内容等に基づき選考等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、本補助金は令和６年度に限り実施するものですので、併せてご留意ください。

ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

記

１．補助金名

仙台市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金

２．対象施設

・仙台市内の認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の18第１項に基づき仙台市に届け出された病児保育事業実施施設（市民受入を行っている施設に限る。）

※同一敷地内に複数の施設・事業を実施している場合は、まとめて１事業所として扱います。

※分園の場合は、本園・分園をそれぞれ１事業所として扱います。

※認可外保育施設分については、別途運営支援課より案内予定

３．募集内容

別添「仙台市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金　募集要項」のとおり

４．申請書提出期限等

**令和６年10月23日（水）～令和６年11月13日（水）**　※必着

提出方法：郵送または持参

担当：幼保企画課　川合

TEL：022-214-8753（直通）